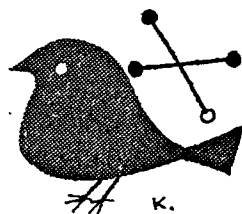


# 国連での『多国籍企業行動規範』作り（第三報）

——対立する南北の基本態度とコード完成の見通し——



小島 清

（一橋大学経済学部教授）

はしがき

昨一九八二年八月三〇～九月一〇日にかけて、マニラで、第八回国連多国籍企業委員会(UN, Commission on Transnational Corporations)が開催された。この委員会は一九七四年に誕生しているが、一九七七年一月から、「多国籍企業行動規範 Code of Conduct」作りのための政府(四八ヵ国)間作業部会(W・G)を発足させた。以後W・Gは六年間にわたり一七回の会合を重ねた。コードのかなりサブスタンシャルな部分の条文化(その中にもカッコ付きで両論併記のものが半分以上残されているが)を果たしたが、目的、定義、国有化など高度に政治的な問題が未決定のまま残されている。W・Gではこれ以上の審議は不生産的であるとし、参加国オーストラリアの拡大特別会合(TNC委員会の)に移して、コード作りを何とか完成させたいという気運に

なってきた。そういう新方向を打出したところに、マニラ会議の重要な意義がある。

私は本誌一九七七・八と一九七八・六の二回にわたりW・G発足当時の雰囲気報告しておいた。また鈴木多加史「国連における多国籍企業観の変遷」本誌一九八一・一二は、コード作りの広いバックグラウンドをよく伝えている。私は一九七七年以来、一六名のエキスパート・アドバイザーの一人として参加し、若干の貢献を果たしてきたのであるが、今回で任期切れとなった。そこでコード作りの到達した現時点での問題点と今後の見通しについて、報告しておきたい。このコードがなんらかの形で(宣言とかガイドラインとなるか国際協定となるか不明だ

が)できると、日本の企業にも多大の影響をもたらすので、今から関心を高めてほしいと希望にたえないからである。

なお現在入手可能な格好の資料として、次をあげておきたい。

The CTC (UN, Centre on Transnational Corporations) Reporter, No. 12, Summer 1982.

これには、W・Gで合意するとそうでないカッコ付きの条文草案ならびにシノプシス(梗概)が載せられているので、便利である。以下の私の論述もこのシノプシスに依るところが多い。同誌には、その外に北側先進国、南のG77、ソ連圏、労働組合、ビジネスをそれぞれ代表する論説が含まれている。

## 一 対立する南北の基本態度

### A 開発途上国側の要求

周知のように、国連で多国籍企業問題が取上げられるに至ったきっかけは、一九七〇年にチ

リでアジエンデ社会主義政権が成立するのを阻止しようとしたITT（米国の国際電信電話会社）の介入であった。OPEC（石油輸出国機構）の成功（一九七三年一〇月）に力を得、石油や銅についての国有化が進められた。

この出発点における南側G77の基本視点は、先進国多国籍企業は南側の望ましい経済発展を阻害し、利潤を吸い上げていくものだといわば「多国籍企業性悪説」に立っていた。したがって多国籍企業の活動の弊害面を消去するよう、手も足も縛ってしまうという制限規制を設けようとするものであった。これを「コントロール・アプローチ」と呼んでおこう。一九七四年から本格化してきた国連での「新国際経済秩序NIEO」主張の線に沿って、開発途上国の主権を絶対的に優先する立場からコントロールするというのである。

多国籍企業への非難攻撃は、一九七四年一月の田中元首相の東南アジア訪問時に激しくもり上ったことでもわかる。しかしその後事態はかなり変化し、開発途上国の経済発展促進のためには多国籍企業の助けが不可欠であり、多国籍企業の積極的な貢献に限って、もっと受け入れたいという態度に変ってきた。世界の海外直接投資は石油事件以来スローダウンしたし（とくにアメリカのそれ）、その中でも先進国間投資は相対的に増加しているのに対開発途上国投資は減退していることが、開発途上国側の心配である。

また近年、インドやアジア新興工業国、アラブ産油国のように、開発途上国間の直接投資、企業進出が増加してきている。つまりかれらは投資受入れ国であると同時に投資母国の地位にもなってきた。こうなると先進投資母国の立場も解るようになり、進出する投資が手かせ足かせを止められるだけであることに對して反省の色が出てきた（既出鈴木論文にもこのことが明示されている）。なお同様に、ソ連および東欧の中央計画経済国（社会主義圏）においても、国营企業とか協同組合形態であるが、直接投資の流入と流出とがともに増加している。

そこで南のG77の態度は、進出多国籍企業活動の弊害を消去するようコントロールするというアプローチだけでなく、かれらの経済発展に積極的貢献がある分だけを歓迎したいのだが、進出TNC企業の取扱いについて、「開発途上国に有利な差別待遇」を認めるべきだ、またそうして「多国籍企業に対するバーゲニング・パワーを強化すべきだ」と主張するように変ってきた。これをかりに「差別待遇アプローチ」と呼んでおこう。これはNIEOに一貫している主張と共通している。たとえば対開発途上国一般特惠GSPとか一次産品総合計画IPCとかがその代表である。

比較にならぬ程優越したパワーをもつ進出多国籍企業と、開発途上国のローカル企業とを平等に待遇する（内国民待遇）ことは、無差別待遇ではなく実質的な不平等待遇である。だから

そのギャップを埋めることができるような開発途上国に有利な差別待遇が必要だという。国有化の是認、国有化をめぐる諸問題を受入れ国の法律、裁判所によつて処理すべしなどの、北側と根本的に対立する主張を生んでくるのである。開発途上国の要望に應えるように、完全所有の直接投資ではなく合弁形態がふえてきた。さらにプロダクション・シェアリング（生産分与方式）とかターンキイ方式などに代表されるような、所有権をもたないで経済開発に貢献する方式が増加してきた。これら「海外直接投資の新形態」に関心が高まっているのが、最近のもう一つの傾向である。日本はこの新形態の採用において先頭を切っている。

要約するに、開発途上国の態度は、当初の、多国籍企業性悪説に立つ「コントロール主義」から、多国籍企業の経済発展への積極的貢献は歓迎するが、開発途上国は弱者の立場にあるからかれらに有利な「差別待遇」を要求するという態度が加味されるに至った。だが両者を貫く基本態度は、開発途上国の国民経済的發展をどうやるかという「マクロ経済的アプローチ」が念頭にあり、多国籍企業がそれに積極的に役立つように受入れや待遇を考え、その弊害は規制できるようにしたいということにある。

この「マクロ経済的アプローチ」こそG77の基本態度である。それが、以下に述べる先進国側の採る「ビジネス・アプローチ」によつては十分に理解されず、いくたの意見の対立を生み

出しているのである。

## B 先進国側のビジネス・アプローチ

先進国側はもともと、自由な海外直接投資や自由な多国籍企業活動を制約することになるコード作りに賛成でなかったことはいまでもない(ICC(国際商業会議所)やOECDの作った緩いガイドラインで十分だとの考え方であった)。いやいやながらにせよ、国連でのコード作りに多大な時間、費用、人的資源をつぎ込むことになったそのねらいはどこにあるであろうか。

その第一は、望ましいコードが作られれば、それがビジネスにとっての「投資環境を改善」するとの期待である。たとえば、いつ国有化されるかもしれない、またその補償が得られるかどうかわからない、といった無秩序状態よりは、それらについて国際的ルールが明示され遵守されるようになるほうが、投資を促進するのに役立つかもしれないと見るのである。

第二に、巨大多国籍企業が、独占行動とか行き過ぎた制限的商慣行(RBP)とか、腐敗行為など、若干の望ましくない行動をすることは認めざるをえず、それは対開発途上国投資だけでなく先進国間投資についても、規制した方がよい。何を行き過ぎの行動と見るかについて南北間に見解の差が当然発生するのだが、あれもこれも悪いとする南側の要求に振り回されるのではなく、先進国の立場から規制の対象範囲を明

確にしたほうがよい。こういうねらいである。

そこで、米国の代表たるルービン博士は、「バランスのとれたコード」たるべしと主張し、ビジネスの代表たるウェイスグラスは、a broad, need and practical code と言い直してルービン博士を支持している。何と何とのバランスをとるのか多義的で曖昧であるが、第一に、多国籍企業の悪い面だけを取上げそれを規制するというのではなく、企業の積極的貢献を評価し促進するという、バランスのとれたコードであるべきだ。第二に、コードの起草と実施に当って、開発途上国側の見解に偏したものであってはならず、先進投資国側にとっても公平(impartial)なバランスのとれた方策がとられねばならない。とくに、国有化やその補償問題について、このことが要望される。第三に、この「バランスのとれた」という用語は、結局フェア(公平)とか無差別と同義であり、G77の「差別待遇」要求に対し、先進国側はあくまで無差別待遇こそ公平なことだ、バランスのとれたことだと、主張し対立しているのである。

以上のことからでもわかるように、先進国側の、コード作りの基本態度は、ミクロのビジネス・アプローチに立脚している。ビジネスが利潤或いは市場シェア拡大のために行う海外直接投資を中核とする多国籍企業活動は、若干の行き過ぎがあるにしても、元来正常なものであり、投資国と受入れ国の双方に利益をもたらすものであるから、みだりにその行動が規制されては

ならないし、受入れ国ローカル企業と平等に公平な待遇を受けるべきである、との基本態度に立っている。コードが取扱う対象は、あくまで「企業の行動」である。

TNCが受入れ開発途上国の国民的経済発展に本当に貢献するのか、どうしたらそれをより効果的に促進しうるのか、といったマクロ経済的視点は、明示的に組み入れられていない。ここに南北対立の根源がある。

かかる南北間の基本態度の対立はまことに根深いものがある。学問の上でも、多国籍企業研究はビジネス・アプローチが支配的であり、マクロ経済的アプローチは見るべきものがないし、両者を架橋した総合理論はまだ確立されていない。開発途上国の要望する着実な国民経済的發展にちようにどミートしそれを効果的に促進するような、直接投資の産業別進出順序やその進出形態、つまり「開発志向的 direct investment」とはいかなるものであるのかの解明がなされなければ、南北間の対立は宥和できそうにない。コード作りよりもこの種研究の方が先ずもって必要だと痛感させられる。

## C. ソ連東欧圏の姿勢

南北の対立のほか、ソ連東欧圏が第三グループとして介入しているのが、コード作りをいっそう困難にしている。ソ連東欧圏は基本的には南のG77の主張をサポートするという姿勢である。だがG77よりも、多国籍企業に対し、い

っそう厳しい「性悪説」的態度を打出している。

第一に、ソ連東欧圏の代表たる、(東ドイツの)「ハイニンガー」によると、コードは「多国籍企業の弊害を消去するよう、規制しコントロールする」ことに主眼をおくべきであると強調している。G77の啓蒙された見解以前のかたくなな態度である。

第二に、ソ連東欧圏からの海外直接投資進出とそれへの流入が近年増加していることは既に触れたが、それらは、コードの「多国籍企業」という定義の中に入らないし、したがってコードによる規制や情報公開を求められる対象にならない、という強引な見解を打ち出している。

その理由は、ソ連東欧圏のは国営企業ないし協同組合(公団)であって、資本主義的利潤追求といった動機(motivation)によって多国籍活動をやっていくわけではない。したがってコードによる規制の対象とする弊害をいささかも生むものではないからであるという。

先進国側は、ソ連東欧圏の多国籍事業活動も当然コードの定義の中に含めるべきだとの見解であるし、G77も(公式に明言してはいないが一部の発言があったように)同意見であろうと思われる。この論争は、コード作り発足当初から闘わされてきたものであるが、マニラ会議の幕切れの時にも、激しいやりとりがあり、ソ連東欧圏は絶対にその見解を変えない様子であった。

この一事からしても、コード完成の見通しは、

なお多難であり早急にはできそうにないとの印象をもった。

それでは、ソ連東欧圏はその多国籍事業活動がコードの対象になるのを好まないのに、なぜコード作りに参画し今後も多国籍企業委員会の重要なメンバーとして留まるのか、という疑問がもたれる。私の推測にすぎないが、ソ連東欧圏は、自らの情報は提供することなく、資本主義諸国の武器取引をはじめ、対開発途上国陽動

## 二 コード草案の概要

United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations は六章から成り、「前文及び目的」(未定)の外に、七一条が予定されている。その梗概と未決定の論争点を要約して、参考に供したい。

### I 前文及び目的

全く起草されていないが、このコードができた経緯が述べられ、目的は、多国籍企業のデメリットを最小にし、メリットを最大にするということである旨にまとめられよう。しかし既述のようにソ連東欧圏は、多国籍企業の弊害規制が主眼であると、ゆずらない。

### II TNCの定義

これも未決である。一国以上の海外で事業活動をするすべての企業という広義のものとするか、数カ所の事業所をもつ一定売上高(或いは

作戦をやる格好の情報を入手することができからであろう。一種のフリー・ライダーの特権を享受しようというのであろうか。

なお中国の態度はいまだ不明である。多国籍企業委員会への参加がさいきんのことであるし、自らの開放経済化、外資への態度など検討の段階にあるからである。南側の要求をサポートするというのがその基本姿勢であるが、ソ連東欧圏とはいささか違ってくるのではあるまいか。

資産額)以上の企業といった、プラクティカルな定義を補うか。巨大にして独占力をもつことが問題であることを明記するか。ソ連東欧圏の国営企業も含めるべきか。これらが論争点である。

### III TNCの活動

これが最長の章になるが、次の三部にわたっており、TNCの遵守すべき義務が詳細に規定されている。なおこの章の大部分は、草案の合意に達している。

#### A 一般的及び政治的問題

1 TNCは投資受入れ国の主権を尊重し、その国内法規・行政慣行を遵守すべきこと。

2 TNCは、受入れ国の経済発展に貢献するよう、ホスト国の経済目標、開発目的、政策、優先順位を尊重すべきこと。

3 投資契約の見直しと再交渉を許すこと。

4. ホスト国の社会・文化目的及び価値の尊重。

5 人権及び基本的自由の尊重。

6 南部アフリカの少数人種差別政権に協力しないこと。(この問題の討議に非常に多くの時間を費やした)。

7 国内政治問題への不干渉。(ITT事件が念頭におかれていた)。

8 政府間関係への不介入。

9 腐敗行為の禁止。

B 経済的・財務的及び社会的問題

1 所有及び支配——進出企業への意思決定権の分散化、合併、現地人登用などを要請。

2 国際収支及び資金調達・運用——TNCの現地資金調達や利潤の本国への送金、短期資本移動などが、ホスト国の国際収支困難をもたらさないよう配慮すべきこと、さらには輸出拡大に努力すべきこと。

3 トランスファー・プライシング(企業内振替価格操作)は差し控えるべきこと。

4 課税。トランスファー・プライシングなどによって税金回避をしないこと。

5 制限的商慣行をつつしむこと。

6 技術移転を促進し、ホスト国の科学技術能力を高めるようにすること。

7 消費者保護。

8 環境保護。

C 情報公開

TNCは進出先国のパブリックに、その企業

活動の全貌を伝えるような情報を公開すべきである。これは企業にとってサブスタンシヤルな負担になることであるし、企業秘密にかかわるものまでは公開できないという限界がある。C TC事務局は当初非常に広範かつ詳細な情報公開を求めていたが、ビジネスを代表するエキスパート・アドバイザーたちの勧告もあって、事実上、企業の年次報告の程度に限られてきたようである。

#### IV TNCの取扱い

この章はTNCと進出先政府との関係についての重要かつ困難な問題を含んでいる。したがってコード草案は合意には達していない部分が多い。

A TNCの受入れ国によるTNCの取扱いにかかわる一般の問題

進出TNCと現地企業とを fair, equitable and non-discriminatory な、内国民待遇を当然とする先進国側と、受入れ国企業に有利に働く差別待遇を織り込もうとするG 77側の意見が対立している。

B 国有化及び補償

C 裁判管轄権

先進国側も、ホスト国による国有化を原則として認めることになった。これは大変な譲歩であるが、先進国内でも自国企業の国有化は行われているからであろう。意見の対立は、補償と裁判管轄権について生じている。G 77側は、適

切な(adequate)補償をホスト国の法律や規則に従って決めて支払う、また紛争が生じたときはやはりホスト国の裁判権に従う(いわゆるカルボ条項)と主張する。これに対し先進国側は、国際法に従って、prompt, adequate and effective な補償が出されるべきであり、紛争が生じた場合も国際的フォーラムにおいて審議すべきだとして、平行線を当初からたどっている。

#### V 政府間協力

コードの遵守は直接には多国籍企業の責任であるが、このコードを適用して実効をあげるには関連諸国政府の協力がなければならない。その程度はコードの法的性格及び適用範囲という問題にかかわってくる。つまり法的強制力をもった国際協定とするか、企業及び政府がモラル・オブリゲーションを負うガイドラインにするかという選択である。各国政府が実施した措置や経験について情報を交換し話し合うことは合意された。最終段階まで決着がみられない問題であろう。

#### VI 履行

各国政府はこのコードを各国内に周知させ、コードの目的を達成させるような措置をとる。いかなる措置をとったか、いかなる経験を得たかを国連CTC(多国籍企業委員会)に報告する。CTCはコードの国際的履行機構の役割を、定期的評価などの方法で、果たす。このコードは

採択後遅くとも六ヵ年以内に見直し (review)

## 三 コード完成の見通し

以上のように、南北間の政治的接渉によって宥和を見出さねばならない重要問題が沢山残されている。

既述のように、マニラでの第八回多国籍企業委員会は、参加国オープン・エンドの拡大TNC特別会合を、本年春四週間にわたって(ただし二週間ずつ間をおいて二回にわけて)開催する決議を採択した(本稿が発表される頃には最初の会合が開かれているかもしれないが)。拡大大会合に移すことによって、これまでの四ヵ国から成るTNC委員会よりは開発途上国の参加数が格段に増え、南側に有利な政治的決着がはかりうると期待してのことであろうか。しかし新参加国のための解説と議論のむし返し、紛糾の加重にむき、コード案文完成はかえって遅れるとの懸念もいだかれている。

コードの最終的採択は、上部機関たる国連経済社会理事会の総会で行われるわけであるから、右のTNC拡大大会合はその根回しのためにも必要だと以前から聞いていた。拡大大会合と経社理総会で、G 77が先進国側の反対を押し切って、数の力で、開発途上国にバイヤスをもったコードを採択することになれば、コードは「宣言」という形にならざるをえないであろう。長年かけてここまで苦勞してきたのだから、コードを何とか完成したいという気運に、開発

を行う。

途上国側はいうまでもないことだが、先進国側も傾きつつある。しかし今春のTNC特別会合だけで決着がつくとは到底期待できない。もっと長時間を要するであろう。TNCの定義問題一つをとってもそうである。そのうえTNCコードと深い関連をもつ、「企業会計報告国際基準」、「国際技術移転計画行動規範」、「制限的商慣行に関する国連会議」、「腐敗行為問題」などの諸委員会の結論待ちの部分も多いし、それらの結論をどうとり入れるかについて、問題が残っているからである。

- (1) 小島清「国連での『多国籍企業行動規範』作り」世界経済評論、一九七七・八。
- (2) 小島清「国連での『多国籍企業行動規範』作り(第二報)」世界経済評論、一九七八・六。
- (3) 鈴木多加史「国連における多国籍企業観の変遷」世界経済評論、一九八一・一二。
- (4) 次を参照せよ。

Miguel Rodríguez-Mendoza (Venezuela),  
"The Negotiations on the United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations: Some issues," *The CTC Reporter*, No. 12, Summer 1982.

- (5) それについては、マニラ会議に提出された次の報告が好評を博している。  
Report of the Secretariat, CTC, Recent Developments related to Transnational Corporations and International Relations, E/C. 10/

1982/2, 16 July 1982.

なお事務局は一九八三年中により大きな報告書(先の「Transnational Corporations in World Development: A Re-examination, UN, March 1978.」に相当するもの)を準備することである。

- (9) 小島清「現代資本主義と新国際経済秩序」世界経済評論、一九八〇・一一。

"A New Capitalism for A New International Economic Order", *Hitoisubashi Journal of Economics*, June 1981.

- (7) 小島清「対開発途上国投資の新形態」輸銀海外投資研究所報、一九八一・一〇。  
同「海外直接投資、新形態」の進展」右所報一九八二・九。

- (8) Seymour J. Rubin, "For a balanced code", *The CTC Reporter*, No. 12, Summer 1982.

- (6) Max Weisglas, "International business and the United Nations Code", *The CTC Reporter*, No. 12, Summer 1982.

- (10) 小島清「多国籍企業論の新潮流」『多国籍企業の直接投資』ダイヤモンド社、一九八一、第十三章。

"Macroeconomic versus International Business Approach to Direct Foreign Investment", *Hitoisubashi Journal of Economics*, June 1982.

- (11) Horst Heininger, "Negotiations have reached a crucial stage", *The CTC Reporter*, No. 12, Summer 1982.

- (12) この第五章については、詳しい検討が、次によって与えられている。小原喜雄「国連における多国籍企業の行動基準の作成過程について」小樽商科大学、商学討究、一九八一・三。

(一九八三・一・一〇稿)